

別表（第4条関係）

弔慰

支出対象	香典		備考
教育委員	本人	10,000円	生花あり
	配偶者、父母、子	5,000円	
教育委員（前職）	本人	10,000円	
市立学校教職員（校長・教頭）	本人	10,000円	生花あり
	配偶者、父母	5,000円	
市立学校教職員	本人	10,000円	生花あり
市立学校児童・生徒	本人	10,000円	
教育委員会が任命する附属機関等の長	本人	5,000円	
市議会議員	本人	10,000円	
地元選出の国会議員、県議会議員	本人	10,000円	
県教育長	本人	10,000円	
県教育長（前職）	本人	10,000円	
県教育庁・教育事務所職員	本人	5,000円	教育長が必要と認めるものに限る。
管内市町教育長	本人	10,000円	

備考 初盆供養料については、3,000円以内とする。

見舞

支出対象	基準額	備考
傷病により入院中の者	10,000円以内	30日以上入院
甚大なる火災・災害を受けた者	10,000円以内	

慶祝

支出対象	基準額	備考
大規模な記念事業を行うもの	10,000円以内	懇親会費等は会費で対応

会費

支出対象	基準額	備考
会合等の主催者	会費相当額	

賛助

支出対象	基準額	備考
教育行政の推進に必要なもの	相当額	社会通念上相当と認められる範囲

贈答

支出対象	基準額	備考
教育行政の推進に必要なもの	相当額	社会通念上相当と認められる範囲

激励

支出対象	基準額	備考
市を代表するもの	10,000円以内	市及び教育委員会の助成を受けるものを除く。

その他

支出対象	基準額	備考
教育長が特に必要と認めたもの	相当額	社会通念上相当と認められる範囲